

特別管理産業廃棄物処分業許可証

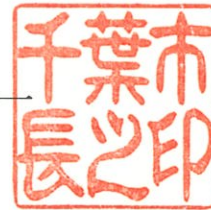
住所 神奈川県茅ヶ崎市萩園833番地

氏名 第一カッター興業 株式会社

代表取締役 高橋 正光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の5第1項~~ ^{第14条の4第6項} の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神谷 俊



許可の年月日 令和3年7月7日

許可の有効年月日 令和8年7月6日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

中和施設による中間処理

(2) 取扱特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃アルカリ（アスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限る）
以上1品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市稲毛区山王町360番1の一部

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年7月7日 新規許可

令和3年7月7日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所在地
中和施設(次の品目はアスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り) (廃アルカリ) (平成28年4月26日)	6.72m ³ /日	1	千葉市稲毛区山王町360番1の一部
廃棄物保管施設(次の品目はアスファルト及びコンクリートの切断切削穿孔工事で発生したものに限り) (廃アルカリ)	保管面積 2m ² 保管容量 0.5m ³ 保管高さ _____ 保管上限 0.5m ³	1	

別記2

- (1) 施設稼働時間は午前8時から午後5時までとすること。